

広島県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準

広島県情報公開条例（平成13年条例第5号。以下「条例」という。）に基づき広島県知事が行う処分に係る広島県行政手続条例（平成7年広島県条例第1号）第5条第1項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

第1 開示決定等の審査基準

条例第7条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、次により行う。

- 1 開示する旨の決定（条例第7条第1項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る行政文書に条例第10条第2号から第7号までに規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が記録されていない場合
 - (2) 開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
 - (3) 開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に当該行政文書を開示する必要があると認めるとき（条例第12条）。
- 2 開示しない旨の決定（条例第7条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求書に条例第6条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。
 - (2) 開示請求に係る行政文書を知事において保有していない場合（開示請求の対象が条例第2条第2項に規定する行政文書に該当しない場合及び条例第17条第3項の規定により、開示請求の対象が、法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定が適用されないこととされているものである場合を含む。）
 - (3) 開示請求に係る行政文書に記録されている情報が全て不開示情報に該当する場合
 - (4) 開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分と他の部分とを容易に区分して除くことができないとき
 - (5) 開示請求に係る行政文書の存在の有無を明らかにするだけで、保護されるべき利益を損なうこととなる場合（条例第13条）
- 3 前2項の判断に当たっては、次のとおりとする。
 - (1) 行政文書に該当するかどうかの判断は「第2 行政文書該当性に関する判断基準」による。
 - (2) 開示請求に係る行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は「第3 不開示情報該当性に関する判断基準」による。
 - (3) 部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は「第4 部分開示に関する判断基準」による。
 - (4) 公益上の理由による裁量的開示を行うかどうかの判断は「第5 公益上の理由による裁量的開示に関する判断基準」による。

- (5) 行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき場合に該当するかどうかの判断は「第6 行政文書の存否に関する情報に関する判断基準」による。

第2 行政文書該当性に関する判断基準

開示請求の対象が条例第2条第2項に規定する行政文書に該当するかどうかの判断は、次の基準により行う。

- 1 「職員」とは、知事のほか、知事の職務上の指揮監督権限に服する全ての職員（臨時的任用職員等を含む。）をいう。したがって、知事の附属機関の委員を含むものである。
- 2 「職務上作成し、又は取得した」とは、職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得した場合をいい、文書等に関して自ら法律上の作成権限又は取得権限を有するか否かを問わない。職務には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務等を含む。
- 3 「文書、図画、写真及び電磁的記録」とは、この条例の対象となる行政文書の範囲を情報の記録の形態により定めたものである。

- (1) 「文書」とは、起案文書、供覧文書のほか、台帳、電算出力帳票、カード類等をいう。
- (2) 「図画」とは、地図、図面、ポスター等をいう。
- (3) 「写真」とは、印画紙に焼き付けたものをいう。

なお、「文書、図画、写真」とは形態が異なるが、フィルム（ネガフィルム、マイクロフィルムなど）についても、この条例の対象とし、文書、図画又は写真に準じて取り扱うものとする。

- (4) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録全般をいい、フロッピーディスク、光ディスク、磁気ディスク、汎用機用磁気テープ、録音テープなどの媒体に記録され、その内容の確認に再生用の機器を用いる必要がある情報である。

なお、電磁的記録を用紙に出力したものについては、「文書」、「図画」又は「写真」としてこの条例の対象となるものである。

- 4 「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、当該行政文書を当該実施機関の職員が作成し、又は取得した後に決裁、供覧、内部検討等に付すなどして、当該実施機関が業務上必要なものとして保有しているものをいう。
- 5 本項ただし書は、開示請求の対象となる行政文書から除かれるもの、すなわち、この条例の適用から除かれる行政文書について定めたものである。

- (1) 第1号は、「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」は、一般にその内容を容易に知ることができるものであることから、適用除外とすることを定めたものである。

また、県のその他の広報資料等についても、当該資料が所定の窓口に備え置かれているなど、一般にその内容を容易に知り得る状態であれば、同様である。

- (2) 第2号は、歴史的、文化的、学術研究用の資料について、貴重な資料として特別な管理がされているものを適用除外とすることを定めたものである。

「特別な管理」とは、貴重な資料の保存、学術研究等への寄与の観点から、県立の文書

館などにおいて、それぞれ定められた閲覧範囲や利用範囲に関する基準等に従って保管等がされているものをいう。

- (3) 第3号は、「規則で定めるもの」をこの条例の適用除外となるものとして定めている。具体的には、広島県情報公開条例施行規則（平成13年広島県規則第17号）第2条で「条例第2条第2項第3号に規定する規則で定めるものは、知事が広島県議会事務局長に委任した事務に係るもの」と規定している。

これは、議会が実施機関となっていないため、知事が保有している行政文書であっても、知事が議会事務局長に委任した事務に係るものは対象から除外することとしているものである。

第3 不開示情報該当性に関する判断基準

開示請求に係る行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は、次の基準により行う。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。

1 個人情報（条例第10条第2号）についての判断基準

- (1) 「個人に関する情報」とは、個人（死亡した者を含む。）の内心、身体、身分、地位、経歴その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報を含むものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格及び私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

また、不開示情報該当性の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮しないことから、開示請求者本人に関する情報であっても、他の個人に関する情報と同様に取り扱う。

- (2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、次号に規定する「事業を営む個人の当該事業に関する情報」と同じ意味であり、同号で判断することとしているので、本号の個人情報の範囲から除外したものである。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接関係がない個人情報（家庭状況等）もあり、それらは本号により開示可否の判断をするものである。

- (3) 特定の個人を識別することができる情報は、通常、特定の個人を識別させる部分（例えば、個人の氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動の記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。

ただし、条例第11条第2項の規定により、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、当該部分以外の部分は条例第10条第2号の情報に含まれないものとみなして、条例第11条第1項の規定（部分開示）を適用することに留意する。

- (4) 「その他の記述等」には、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号・番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が含まれる。氏名以外の記述等単独では特定の個人を識別することができない場合であっても、当該情報に含まれるいくつか

の記述等が組み合わされることにより特定の個人を識別することができる場合は「特定の個人を識別することができる」に該当する。

(5) 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、その情報と他の情報とを照合することにより、容易に特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

(6) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、記載されている情報のみからでは、一般的には特定の個人を識別することはできないが、匿名の作文、無記名の個人の著作物など個人の人格と密接にかかわる情報や特許申請をする前のアイディア、未発表の論文などのように、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

(7) 本号ただし書イは、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報を、不開示とする個人情報から除くことを定めたものである。

ア 「法令等」とは、法律、政令、省令、その他国の機関が定めた命令、条例又はこれらの委任を受けた規則をいう。

イ 「公にされている情報」とは、現在、何人も知り得る状態におかれている情報をいう。
したがって、何年も前に広く報道された事実であっても、現在は、限られた小数の者しか知り得る状態にないようなものは「公にされている情報」とはいえない。

ウ 「法令等の規定により公にされている」とは、商業登記簿に登記されている法人の役員に関する情報等のように一般に公表、閲覧等を行うことが法令等に規定されている場合をいう。

エ 「慣行として公にされている」とは、叙勲者名簿、中央省庁の職員録等のように、一般的に何人も知り得る状態に置かれている場合をいう。

オ 「公にすることが予定されている」とは、開示請求のときには公にされてはいないが、将来、公にすることが予定されている場合をいう。

(8) 本号ただし書ロは、個人の権利利益は保護されるべきであるが、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることと、不開示とすることによって保護される利益との比較衡量において、公にすることの必要性が優越していると認められる情報は、例外的に開示することを定めたものである。

なお、本号ただし書ロの規定によって個人に関する情報を開示しようとするときは、第15条第2項の規定（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の手続が必要となる。

(9) 本号ただし書ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報は、当該公務員等の個人に関する情報でもあるが、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、不開示とする個人情報から除くことを定めたものである。

ア 「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が分掌する職務を遂行する場合におけるその情報をいう。

イ 公務員等の勤務成績、勤務態度、処分歴など職員としての身分取扱いに係る情報などは、ここでいう「職務の遂行に係る情報」には当たらないものである。

ウ 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名について、当該公務

員等が本県職員である場合は、従来から公表予定情報として公開していることを踏まえて、本号ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」により、原則として開示するものとする。

エ 公務員等の職務の遂行に関する情報であっても、当該情報が他の不開示情報に該当する場合には、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については不開示となる。

2 行政機関等匿名加工情報等（条例第10条第2号の2）についての判断基準

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）又は同法第109条第4項に規定する削除情報が該当する。

3 事業活動情報（条例第10条第3号）についての判断基準

- (1) 「法人」とは、営利法人、公益法人、中間法人その他法人格を有する全ての団体をいう。
- (2) 「その他の団体」とは、自治会、商店会、消費者団体、青年団、PTA等であって、法人格はないが代表者等が定められているものをいう。
- (3) 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- (4) 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業活動に関する一切の情報をいい、事業活動と直接関係ない個人に関する情報（例えば、事業を営む個人の家庭状況等）は、本号に該当せず、本条第2号の個人情報である。
- (5) 「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のような情報をいう。

ア 生産技術、販売、営業等に関する情報で、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動に対し、競争上不利益を与えるおそれがあるもの

イ 経営方針、経理、人事、労務管理等事業活動を行う上での内部管理に関する情報で、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営に不利益を与えるおそれがあるもの

ウ その他開示することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等に支障があるおそれがあるもの

- (6) 正当な利益を害するかどうかは、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意して、その情報を開示した場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものとする。

なお、次のような情報は、「競争上の地位その他正当な利益を害する」おそれがあるとはいえず、公にすることができるものである。

ア 法令等の規定により、何人でも閲覧、縦覧等ができる情報（閲覧、縦覧等を当事者又は利害関係者のみに認めているものは含まない。）

イ 知事が公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法人等又は事業を営む個人がPR等のために自主的に公表した情報

ただし、開示可否の判断時において、知事が当該情報を合理的に認識している場合に限る。

- (7) 本号ただし書は、法人等又は事業を営む個人の事業活動により、人の生命、身体、健康、生活又は財産への危害等が現に生じているか、又は危害等が将来生じることが予測される状態が存在している場合には、このような危害等から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報が記録されている行政文書は、開示しなければならないとする趣旨である。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動が違法又は不当であるか否かは問わない。

- (8) 本号ただし書の適用に当たっては、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のため必要な範囲とはいえ、法人等又は事業を営む個人に不利益を与えることとなるので、当該不利益と開示することによる利益とを慎重に比較衡量して、適正な判断をしなければならない。

なお、本号ただし書の規定によって開示しようとする場合には、第15条第2項の規定（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の手続が必要となる。

4 犯罪の予防・捜査等情報（条例第10条第4号）についての判断基準

(1) 犯罪の予防・捜査等情報

ア 「犯罪の予防」とは、刑事犯であると行政犯であるとを問わず、社会秩序の維持一般を目的として、犯罪の発生を予防することをいい、具体的には、犯罪に巻き込まれるおそれのある者の保護、少年補導による不良化の防止、窃盗犯等についての防犯指導などの措置をいう。

したがって、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪の予防の見地から、不開示とするものである。

イ 「鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防ぎ、又は犯罪が発生した後に、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

ウ 「捜査」とは、刑事訴訟法の規定に基づいて行う犯人の所在の発見などの捜索や、証拠の収集・保全などの活動をいい、内偵活動等も含まれる。

エ 「公訴」とは、裁判所に対し、特定の犯罪事実について、特定の被告人の犯罪の判決を求める検察官の意思表示をいい、「公訴の維持」とは、証拠により有罪を立証する活動を行うことをいう。

オ 「刑の執行」とは、裁判の意思表示を国家の実力行為によって実現することで、死刑、拘禁刑、拘留、罰金、科料又は没収を執行することをいう。

- (2) 「その他の公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧、捜査活動等のほかに、これらには該当しないが、平穏な市民生活、社会の風紀又はその他の公共の秩序を維持するために必要な警察活動で、社会生活に必要な法規範等のルールが害されないよう保護し、それに対する障害を除くことをいう。

なお、法令違反に対する取締り等に関する情報は、一般的には、本条第6号（行政執行情報）により対応するものであるが、個別の案件においては本号に該当することがあり得る。

- (3) 「支障を及ぼすおそれがある」とは、公共安全と秩序の維持のための警察活動が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性がある場合をいう。
- (4) 「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、本号に該当する情報について

は、その性質上、開示又は不開示の判断を行うに当たり、高度の専門的・技術的な判断が求められることが想定されることから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものであると認められるかどうかを審査・判断するものであることを示す趣旨である。

このように、実施機関の第一次的な判断は尊重されるとしても、これは、実施機関の裁量が無制限に認められるものではない。あくまでも合理性があると認められる範囲内のものでなければならないのである。

5 審議、検討、協議等に関する情報（条例第10条第5号）についての判断基準

- (1) 「県の機関」とは、県の全ての機関をいい、執行機関（知事、教育委員会、公安委員会等）、議会及びこれらの補助機関（職員）のほか、県の附属機関も含むものである。

「国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社」とは、国、独立行政法人等、他の都道府県、市町村等の地方公共団体（地方自治法第1条の3）、地方独立行政法人及び地方公社をいう。

- (2) 「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社の内部又は相互間」とは、次のような場合をいう。

ア 県の機関の内部

イ 県の機関の相互間（知事部局と行政委員会の相互間）

ウ 県の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社の相互間

エ 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社の内部

オ 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社の相互間

- (3) 「審議、検討、協議、調査研究等に関する情報」には、各機関の内部又は相互間における会議、打合せ、意見交換、意見調整、相談など、審議、検討、協議、調査研究等の名称が用いられていないものも含まれる。また、行政内部における審議、検討、協議、調査研究等に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報や、審議等の前提として行われた調査研究において作成し、又は取得した情報のほか、これらの審議等に関連して作成し、又は取得した情報も含まれる。

- (4) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」のある情報とは、次のようなものである。

ア 公にすることにより、外部からの圧力、干渉等によって率直な意見の交換が不当に妨げられたり、中立的な意思決定ができなくなるもの

イ 未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報であって、公にすることにより、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの

ウ 公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 「不当に」とは、審議、検討、協議、調査研究等に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報については、公にすることによる利益と公にすることによって生じる支障とを比

較衡量した上で、公にすることの公益性を考慮しても、なお、その支障が重大で放置することができない程度のものである場合をいうものである。

(6) 意思決定後の取扱い等

審議、検討、協議、調査研究等に関する情報については、県の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討、協議、調査研究等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに留意する必要がある。

また、審議、検討、協議、調査研究等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討、協議、調査研究等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

6 行政執行情報（条例第10条第6号）についての判断基準

- (1) 本号には、県の機関が行う事務又は事業に関する情報に限らず、その内容、性格等が同様である国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社が行う事務又は事業に関する情報も含むものである。
- (2) 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業の内容に直接かかわる情報に限定するのではなく、当該事務又は事業の実施に影響を与えることが想定される関連情報を含むものである。
- (3) 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の性質に照らして保護に値する場合についてのみ不開示にすることができることを明確にする趣旨である。
- (4) 「当該事務又は事業」とは、現在行われている事務又は事業のことをいうものであるが、監査、検査、試験等のように同種の事務又は事業が継続し、又は反復して行われる場合、当該情報を公にすることが将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合にも、本号を適用することを否定するものではない。
- (5) 本号は、一般的に「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかの判断に当たっては、知事に広範な裁量を与えるものではない。

「適正」かどうかを判断するに当たっては、公益上の開示の必要性も考慮されることから、事務又は事業に関する情報を公にすることによってもたらされる利益と公にすることによって生じる支障とを比較衡量しなければならない。その結果として適正な遂行に支障を及ぼすおそれを判断するものである。

「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要である。

「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならない。

- (6) 「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすお

それ」がある情報とは、次のようなものである。

ア 公にすることにより、当該事務又は事業の実施の意味を喪失するもの

イ 公にすることにより、経費が著しく増大することになるもの

ウ その他公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの

(7) 本号イからホまでに掲げる事務事業については、次のとおりである。

ア 本号イの「監査、検査、取締り、許可、認可、徴税又は試験」とは、指導監査、立入検査、漁業取締り、各種の許可・認可、税務調査、試験の実施等の事務をいう。

「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」のある情報としては、監査等の方針、内容等に関する情報や入学試験、採用試験、資格試験等の試験の問題等が該当する。

イ 本号ロの「契約、入札、交渉、渉外又は争訟」は、県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方公社が当事者になる用地買収、各種契約等に限定される。

「国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」のある情報としては、契約等の方針、内容等に関する情報が該当する。

「交渉、渉外」とは、相手方との話し合いによる取決めを行うことをいい、損失補償、損害賠償等に係る交渉、労務交渉、土地等の売買に係る交渉などをいう。

「争訟」とは、審査請求、訴訟等をいう。

ここに掲げる項目については、公にすることによって生じる支障が「不当」と判断できる場合に例外的に不開示とするものである。つまり、支障が重大で、不開示とすることに合理性が認められる場合などに限定されることになる。

ウ 本号ハの「調査研究」とは、大学、研究所、試験研究機関等において行われる各種調査、品種改良等の研究、各種試験等を主として念頭に置いたものである。

ここに掲げる項目については、公にすることによって生じる支障が「不当」と判断できる場合に例外的に不開示とするものである。つまり、支障が重大で、不開示とすることに合理性が認められる場合などに限定されることになる。

なお、一般の実施機関が行う企画立案に際しての調査研究に係る情報については、一般に本条第5号（審議、検討、協議等に関する情報）の適用の有無の問題となる。

また、本号イ、ロ、ニ及びホについても、それぞれ調査研究の事務があると考えられるが、例えば、取締りのための調査は本号ハではなく本号イに、契約のための調査は本号ハではなく本号ロに該当する。

エ 本号ニの「人事管理」とは、職員の採用、異動、退職、給与等の人事に関する事務をいう。

これらの事務に関する情報の中には、公にすることによって、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものが多いことから規定したものである。

オ 本号ホの「国若しくは地方公共団体が経営する企業」とは、国営企業又は地方公営企業法の適用がある事業をいう。本県の場合、県が経営する工業用水道事業、水道用水供

給事業、土地造成事業等が該当する。

これらの事業に関する情報を、本条第3号（事業活動情報）の規定に含めず、本号の問題として処理することとしたのは、国営企業、地方公営企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公社の事業の場合、本条第3号の情報と基本的に共通する部分があるものの、特に国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公社が経営していることに照らして、県民に対する説明の責務の観点重視した判断が必要となるためである。

7 任意に提供された情報（条例第10条第7号）についての判断基準

- (1) 本号が「実施機関の要請を受けて」という要件を設けているのは、法人等又は個人が、知事からの要請がないのに、自己に有利な政策決定を求めるための資料を提供したような場合の不開示約束は保護に値しないと考えられるからである。

知事が行政事務を行う上で必要であるため、法人等又は個人に依頼した場合に限って、不開示約束条項の保護対象とするものである。

当該情報の提出を求める法的権限があるにもかかわらず、行政指導により情報を提出させた場合は、本号に該当しない。

- (2) 「公にしないとの条件」は、情報の提供者から情報の提供を受ける際に、提供者から公にしない旨の明示の条件が付されているものをいう。

この場合には、「公にしないとの条件」を法人等が一方的に付しただけでは本号に該当せず、あくまでも知事が当該条件を了承していることが必要である。

- (3) 「任意に提供されたもの」とは、法令等の根拠に基づかないで、相手方の協力等により提供された情報をいう。
- (4) 「法人等又は個人における通例として」とは、当該法人等又は個人そのものではなく、当該法人等又は個人が属する業界、業種等の通常の慣行に照らして判断することを意味する。したがって、当該法人等又は個人が不開示とすることが通例であると主張しさえすれば足りるわけではなく、客観的にみて、当該法人等又は個人が属する業界、業種等において、公にしないとする慣行が存在するかを判断することになる。
- (5) 「当該情報が提供された当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」とは、公にしないとの条件が付された時点における諸事情を基本にして不開示の条件を付すことの合理性を判断することを意味しているが、他方、その後の事情の変更を勘案する余地も残す趣旨である。したがって、公にしないとの条件で任意に提供された情報であっても、その後、公にすることについて提供者の合意が得られた場合や提供者が自ら公にした場合などには、その後の事情の変更を考慮して開示する余地が生じることになる。すなわち、この要件のもとで公にしないとの約束の合理性が審査され、不合理な約束は保護されないことになる。
- (6) 本号ただし書は、本号本文にいう任意に提供された情報であっても、人の生命、身体、健康、生活又は財産に対する危害等が現に生じているか又は危害等が将来生じることが予測される状態が存在している場合には、このような危害等から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報が記録されている行政文書は開示しなければならないとする趣旨である。

なお、本号ただし書の規定によって開示しようとする場合には、第15条第2項の規定（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の手続が必要となる。

第4 部分開示に関する判断基準

開示請求に係る行政文書について、条例第11条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、次の基準により行う。

1 第1項関係

- (1) 「容易に」とは、行政文書を損傷することなく、かつ、多くの時間と経費を要することなくという意味である。
- (2) 「開示請求の趣旨を損なわない程度」とは、開示しない部分を除いて開示した場合であっても、開示請求の趣旨の全部又は一部を充足することができることをいう。
- (3) 「容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離すること」ができないときは、開示請求があった行政文書の全部について開示しないことができる。

特に、電磁的記録の場合、不開示情報と開示情報の分離が技術的に困難な場合があり得るので注意する必要がある。

また、不開示情報を除くと開示される部分に記録されている情報の意味が読み取れず、単なる記号、文字、数字等の集まりや羅列となるような場合は、「開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができる」ときに当たらない。

- (4) 「開示請求の趣旨」は、原則として開示請求書の記載事項から判断するが、判断し難い場合には、必要に応じ開示請求者に確認するものとする。

2 第2項関係

- (1) 「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、開示請求に係る行政文書に個人に関する情報が記録されており、当該情報から氏名、生年月日等の特定の個人を識別することができる部分を除いた残りの部分は、公にしても、個人の正当な権利利益が害されるおそれがないと認められる場合をいう。
- (2) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」とは、特定の個人を識別することができる部分を除いた残りの部分は、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、特定の個人を識別することができる部分を除いた部分は、条例第10条第2号の個人情報には含まれないものとみなし、条例第11条第1項の規定を適用して開示しなければならないとする趣旨である。

なお、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる部分は、条例第10条第2号イからハまでのいずれかの規定に該当しない限り、部分開示の対象とならない。

- (3) 特定の個人を識別することができることとなる部分を除くことにより誰に関する情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人に関する情報としての保護の必要性は乏しくなるが、当該部分を除いても、開示することが不相当であると認められるものもある。例えば、カルテ、作文等個人の人格と密接に関連する情報が記録された行政文書、個人の未公表の研究論文等、特定の個人を識別させる部分を除いても開示する

ことが不適當であると認められるものは、不開示とする。

- (4) 個人に関する情報であっても、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(条例第10条第2号本文後段)については、条例第11条第2項の規定の適用はない。

第5 公益上の理由による裁量的開示に関する判断基準

公益上の理由による裁量的開示(条例第12条)を行うかどうかの判断は、次の基準により行う。

- 1 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、第10条第2号(個人情報)ただし書口の規定、同条第3号(事業活動情報)ただし書の規定又は同条第7号(任意提供情報)ただし書の規定による人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のため必要な場合の開示義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要のある場合のことをいう。
- 2 本条の規定により県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、地方公社及び開示請求者以外の第三者に関する情報を開示しようとする場合は、第15条第2項(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)の手続が必要となる。

第6 行政文書の存否に関する情報に関する判断基準

開示請求に対し、行政文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合(条例第13条)に該当するかどうかの判断は、次の基準により行う。

- 1 本条は、存否を明らかにしない行政文書について例外的に規定したものであり、適用に当たっては、その妥当性を適切に判断する必要がある。
- 2 「当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体を明らかにすることにより、本来、不開示情報の規定により保護すべき利益が害されることとなる場合をいう。
- 3 本条の規定により存否を明らかにすることができない行政文書については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになる。
- 4 「存否を明らかにできない情報」の例としては、次のようなものが考えられる。
 - (1) 存否を答えるだけでプライバシー等を侵害することになる個人に関する情報(条例第10条第2号)を開示することとなる情報
 - (2) 存否を答えるだけで法人の正当な利益を害することとなる法人等に関する情報(条例第10条第3号)を開示することとなる情報
 - (3) 存否を答えるだけで犯罪の捜査に支障を及ぼすなど犯罪の予防等に関する情報(条例第10条第4号)を開示することとなる情報
 - (4) 存否を答えるだけで県等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになる事務等に関する情報(条例第10条第6号)を開示することとなる情報
 - (5) その他不開示の回答又は不存在の回答をすることによって不開示情報の規定により保護される利益が害される場合

- 5 「当該開示請求を拒否する」ことは、開示請求に対し条例第7条第2項の規定により「開示しない旨の決定」をすることとなる。